



『新会社法施行に伴う有限会社の対応』

建物のオーナーの方々の中には有限会社を運営されている方もおられると思います。

平成18年5月1日から新たに会社法が制定施行され、それに伴い有限会社法が廃止されました。それではこの法律の廃止により有限会社を運営しておられる方々はどのような対応をすればよいのでしょうか。

有限会社法が廃止されたことにより、既存の有限会社も法律的には新会社法の規定が適用される株式会社となります。この場合対応の仕方は2通りあります。

1つは「有限会社」という商号の文字を「株式会社」に変更することです。これにより有限会社は新会社法の規定が全面的に適用される新会社となります。その方法としては、定款を変更して「有限会社」を「株式会社」とし、有限会社について解散の登記をし、さらに商号変更後の株式会社設立の登記をします。

もう1つは何もしない場合です。この場合は「特例有限会社」として有限会社の特色を残した形で新会社法が適用される会社として存続できます。多くの場合はこのケースでしょう。この特例有限会社の特徴として主に次のことがあげられます。

- ①特例有限会社の株式（これまでの出資持分が株式に変わります）には譲渡制限があるものとみなされます。
- ②株式会社の特別決議の要件が加わり、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の4分の3以上の多数による賛成が必要となります。
- ③取締役と監査役以外の機関は設置できません。
- ④取締役と監査役には任期がありません。
- ⑤監査役は監査の範囲は業務監査がなく、会計監査に制限されます。
- ⑥決算広告義務がありません。

このように会社法の予定する会社と異なる特徴があります。

また、定款等についてみなし規定があり当然に修正されます。例えば、これまでの「社員」は「株主」に、「持分」は「株式」に「出資一口」は「1株」に読みかえられます。また、これまで記載されていた「資本の総額」「出資一口の金額」「社員の氏名および住所」「各社員の出資口数」などは記載がないものとみなされます。

しかし、特例有限会社のままだと、営業時間内に定款の閲覧又は謄写の請求があった場合には、会社側はこれに応ずる義務がありますので、これに備えて自社の定款がどのようにみなされるのかを確認し整備しておいていただく方がよいでしょう。

また、登記についてみなし規定があり当然の修正があります。また、計算書類の作成は新会社法の規定によります。

このように有限会社法は廃止されても有限会社は特例として存続しますが、定款、登記の内容がどう変わるのかなどの確認、検討は必要ですし、計算書類についても、新会社法に適用できているかの確認検討が必要でしょう。